

令和4年12月7日

鶴岡市議会議員  
長谷川 剛 様

鶴岡市議会議長 菅 原 一 浩

鶴岡市議会議員政治倫理審査会審査結果に係る措置について

令和4年10月27日付けで審査の請求があった件について、鶴岡市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、下記の措置を講ずる。

記

- 1 措置の内容 公開の議場における陳謝を勧告する。

令和4年12月7日

鶴岡市議会議員  
坂本 昌栄 様

鶴岡市議会議長 菅 原 一 浩

鶴岡市議会議員政治倫理審査会審査結果に係る措置について

令和4年10月27日付けで審査の請求があった件について、鶴岡市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、下記の措置を講ずる。

記

- 1 措置の内容 公開の議場における陳謝を勧告する。

令和4年12月7日

鶴岡市議会議員  
菅井巖様

鶴岡市議会議長 菅原一浩

鶴岡市議会議員政治倫理審査会審査結果に係る措置について

令和4年10月27日付けで審査の請求があった件について、鶴岡市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、下記の措置を講ずる。

記

- 1 措置の内容 公開の議場における陳謝を勧告する。

令和4年12月7日

鶴岡市議会議員  
加藤 鑛一 様

鶴岡市議会議長 菅 原 一 浩

鶴岡市議会議員政治倫理審査会審査結果に係る措置について

令和4年10月27日付けで審査の請求があった件について、鶴岡市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、下記の措置を講ずる。

記

- 1 措置の内容 公開の議場における陳謝を勧告する。